

労働者派遣法に基づくマージン率などの情報について

令和3年6月1日

株式会社 システムエポックス

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

2020年度における情報提供を次の通り公開します。

- ① 派遣労働者数 2名
- ② 派遣先数 2事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額（前事業年度） 23,700円（1日8時間当たりの額）
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額（前事業年度） 16,300円（1日8時間当たりの額）
- ⑤ マージン率 31.2%

$$\text{計算式} \quad \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100$$

マージン率の中には必要となる以下の経費も含まれます。

福利厚生関係

派遣労働者の事業主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等の厚生保険料や教育訓練の実施の費用、派遣労働者が有給取得の際の賃金支払費用等

運営経費

当社の派遣事業担当者の人件費、事務所の賃貸料、募集費用等、

⑥ 教育訓練に関する事項

種類	対象者	方法	平均実施期間	派遣労働者の費用負担
【入職時基礎的訓練】 ビジネスマナー 派遣の仕組み	雇入時の派遣労働者	Off-JT (有給)	1年目2時間	無
【職能別訓練】 システム開発手法	派遣就業中の派遣労働者	OJT (有給)	1年目以降 毎年15時間	無
【階層別訓練】 プロジェクトマネージャー	入社4年以上の派遣労働者	Off-JT (有給)	3年目以降 毎年8時間	無

キャリアコンサルティング相談窓口

システム開発部 相談担当 (092-983-3673)

⑦ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和4年3月31日）

協定労働者の範囲 （プログラマー業務に従事する従業員）